

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

1 背景

国は、全国的に地域包括支援センターの人材確保が困難となっている状況に対処するため、社会保障審議会介護保険部会（令和4年12月20日）の意見（※1）や、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月閣議決定）（※2）をもとに、介護保険法施行規則の一部改正（令和6年4月1日施行）を行った。

このことから、「生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

なお、本規則改正に伴う条例改正については、令和6年4月から1年間の猶予期間がある。

※1 センターの職員配置については、**人材確保が困難**となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

※2 地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、**柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る**。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2 生駒市の現状

センターに置くべき、専ら包括的支援事業等に従事する常勤の職員の員数は、センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師その他これに準ずる者1人、社会福祉士その他これに準ずる者1人及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人を原則配置する。

3 改正内容

現行の配置基準を存置しつつ、柔軟な職員配置を可能とするため、介護保険運営協議会が認める場合は、

- (1) 常勤換算方法により配置基準を満たすことができる

※ 常勤換算方法：非常勤職員の勤務時間合計÷常勤職員の勤務時間＝常勤換算人数

- (2) 複数の地域包括支援センターを一つの区域として、当該区域内の第1号被保険者の数が、概ね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤職員の員数を当該複数のセンターに置くことで、当該区域内のセンターがそれぞれ基準を満たすものとする。なお、質の担保の観点から、それぞれのセンターには、3職種のうち2以上の常勤職員を配置する必要がある。

4 対応

令和7年生駒市議会3月定例会で条例の一部改正を提案し、令和6年度中の施行をめざす。

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

1 実施 要綱	ガイド ライン	ケアマネ ジメント	包括 センター
○			○

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

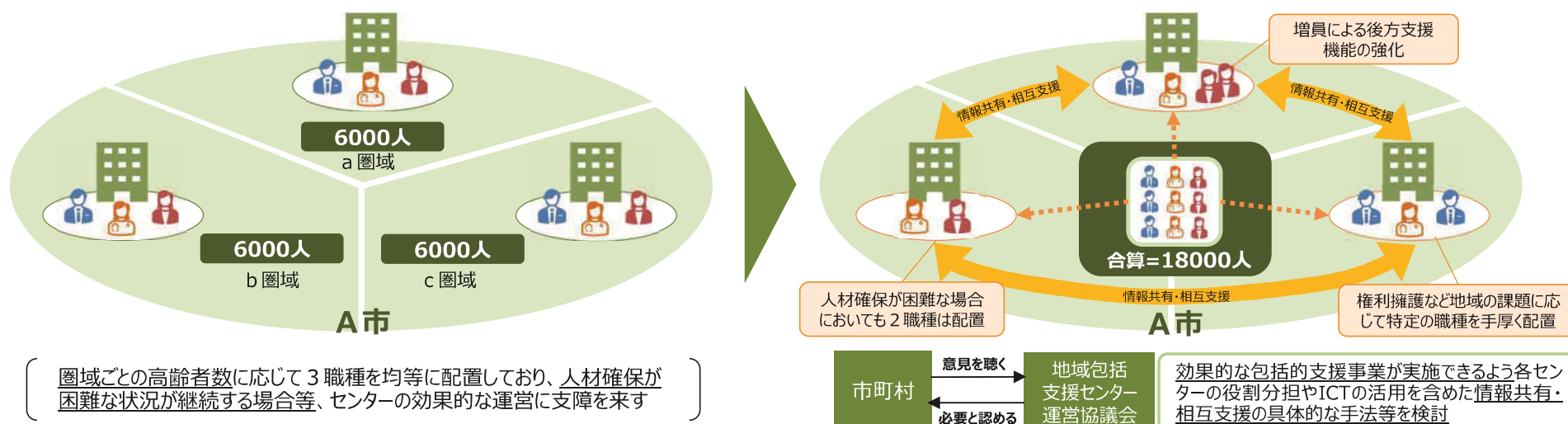
- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則として、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、**「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定） 4【厚生労働省】(30)介護保険法
 (viii) 地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能**とする

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正）
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正）

○生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例

平成26年12月26日
条例第48号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター(同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)の職員等に関する基準を定めるものとする。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第2条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、生駒市介護保険運営協議会(生駒市介護保険条例(平成12年3月生駒市条例第13号)第17条に規定する生駒市介護保険運営協議会をいう。以下「協議会」という。)が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 前2項の場合において、常勤の職員の員数については、協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合の地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる員数とすることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	職員の員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(その他の事項)

第3条 地域包括支援センターは、前条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業(法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。)を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

条例改正案

2 地域包括支援センターは、協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

○生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例(平成26年12月生駒市条例第48号)新旧対照表

現行		改正案	
(職員に係る基準及び当該職員の員数)		(職員に係る基準及び当該職員の員数)	
第2条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) 略		第2条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2 前項の規定にかかわらず、生駒市介護保険運営協議会(生駒市介護保険条例(平成12年3月生駒市条例第13号)第17条に規定する生駒市介護保険運営協議会をいう。以下「協議会」という。)が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。 3 前2項の場合において、常勤の職員の員数については、協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。	
2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると生駒市介護保険運営協議会(生駒市介護保険条例(平成12年3月生駒市条例第13号)第17条に規定する生駒市介護保険運営協議会をいう。以下同じ。)において認められた場合の地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる員数とすることができる。		4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合の地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる員数とすることができる。	
担当する区域における第1号被保険者の数	職員の員数	担当する区域における第1号被保険者の数	職員の員数

おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
(その他の事項) 第3条 略 2 地域包括支援センターは、 <u>生駒市介護保険運営協議会</u> の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。		(その他の事項) 第3条 略 2 地域包括支援センターは、 <u>協議会</u> の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。	

老 発 0 3 2 9 第 5 号
令 和 6 年 3 月 29 日

各 都道府県知事 殿
市 町 村 長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部
を改正する省令」の公布について（通知）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令
和6年厚生労働省令第61号。以下「改正省令」という。）については、本日、別添のとおり
公布され、令和6年4月1日より施行されることとなりました。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知のうえ、管内の関係機関、
関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第1 改正省令の趣旨

（1）地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保
険部会）において、「センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現
状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者
及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによ
る支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置するこ
と・・・など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。」とされたことや、令和5
年地方分権改革提案において、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の
職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、センターの
職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正を行う。

（2）総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

- 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」
（令和5年12月7日）において、「高齢者の日常生活と関わる地域の多様な主体の参
画が進めば、高齢者自身に支援が必要となっても、さらには要介護状態や認知症となっ
ても、地域でのこれまでの日常生活を自身の能力と選択に応じて継続できることにつな
がる。このような視点に立てば、継続利用要介護者の利用対象サービスを、住民主体サ
ービスから広げていくことについて検討することが必要である」とされたこと等を踏ま
え、総合事業における多様な主体の参入の促進を図りながら、地域のつながりの中で高
齢者自身が適切に活動を選択できるよう、所要の改正を行う。

（3）介護保険負担限度額認定証の様式の改正

- 介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、介護保険法施行規則（平
成11年厚生省令第36号。以下「則」という。）様式第一号の二の二について、所要の
改正を行う。

第2 改正省令の内容

(1) センターにおける職員配置の柔軟化

- 則第 140 条の 66 第 1 号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべきセンターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、以下の見直しを行う。
 - ・ 現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。
 - ・ 上記にかかわらず、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとにセンターに配置すべき 3 職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ 3 職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3 職種のうちいずれか 2 以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。
 - ・ その際、この省令の施行の日から起算して 1 年を超えない期間において、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）115 条の 46 第 5 項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る改正後のセンターの職員の配置基準については、なお従前の例による。
 - ・ その他所要の改正を行う。

(2) 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

- 則第 140 条の 62 の 4 第 3 号に規定する、継続利用要介護者が利用できるサービスについて、継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのうち、従前の予防給付に相当するサービス（※）と保健・医療の専門職により短期間で提供されるサービスを除いたサービスへと対象範囲を拡大する。

※ 平成 26 年の介護保険法改正による総合事業移行前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービス

- 則第 140 条の 62 の 3 第 2 項に規定する、総合事業を提供する際の基準について、継続利用要介護者の選択のもと、心身の状況等を踏まえたサービスが適切に提供されるよう、居宅介護支援事業者、センター、地域ケア会議等との密接な連携と緊急時の対応に関する規定を新たに設ける。

(3) 介護保険負担限度額認定証の様式の改正

- 介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「則」という。）様式第一号の二の二について、「老健・療養等」を「老健・医療院等」に改正する。
- なお、改正前の則様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証は、当分の間、改正後の様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証に代えて使用することができる。

(3) その他

- その他所要の改正を行う。

第3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

○厚生労働省令第六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の四十五第一項及び第百十五条の四十六第六項の規定に基づき、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
業に係るサービスの利用期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間のいずれか短い期間 二 (略) 2・3 (略) (法第十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準) 第四百四十条の六十六 法第十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 法第十五条の四十六第五項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイからハまでに掲げる基準 イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第二十二條第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。)が第一号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員	〔に係るサービスの利用期間を定めた場合 当該計画において定められる第一号訪問事業に係るサービスの利用期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間のいずれか短い期間 二 (略) 2・3 (略) (法第十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準) 第四百四十条の六十六 法第十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 法第十五条の四十六第五項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準 イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

数に換算する方法をいう。)に よ る こ と が で き る。ロにおい
て同じ。)は、原則として次のとおりとすること。

(1) (3) (略)

ロ イの規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会
が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めると
きは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区
域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、お
おね三千人以上六千人未満ごとにイの(1)から(3)までに掲げる
常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置
することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターが
それぞれイの基準を満たすものとする。この場合において、
当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職
員の員数の基準は、イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから
二人とする。

ハ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲
げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次
の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の
数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによること
ができる。

(1) (略)

(2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第
五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自
治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しく
は広域連合であつて、イの基準によつては地域包括支援セ
ンターの効率的な運営に支障があると地域包括支援セン
ター運営協議会において認められた場合

(1) (3) (略)

(新設)

ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲
げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次
の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の
数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによること
ができる。

(1) (略)

(2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第
五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自
治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しく
は広域連合であつて、イの基準によつては地域包括支援セ
ンターの効率的な運営に支障があると地域包括支援セン
ター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二
条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又
はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用
者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、
地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表
者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を

二 (略) (3) (略)	
二 (略) (3) (略)	有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。)において認められた場合

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法第百十五条の四十六第五項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る第一条の規定による改正後の介護保険法施行規則第四百十条の六十六第一号の基準については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の同令様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証に代えて使用することができる。

（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第十三号）の一部を次のよう

に改正する。

附則第三条第二号中「新算定省令」を「算定省令」に改める。